

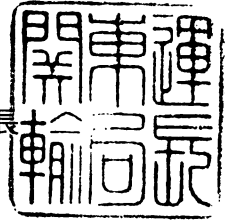


関自旅二第1865号の3

平成26年3月20日

一般社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関東運輸局長



深夜早朝割増の廃止等に係る審査方針について

標記について、平成26年3月20日付け国自旅第607号により自動車局長から別添1のとおり通達があり、別添2のとおり公示したので了知されたい。

別添1・・・通達文

別添2・・・公示文



公 示

深夜早朝割増の廃止等に係る審査方針について

深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げに係る審査については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示）」に加えて、下記の審査基準等を定めたので公示する。

平成26年3月20日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われたとしても、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少しないことを証明する書類の提出を求め、当該書類によりこれが証明される場合に限り認可を行うこととする。
2. 認可に当たっては、以下を認可に係る条件としてを付すこととする。
 - ① 賃金台帳等による運転者の時間当たり賃金の前年度分の支払い実績の報告を毎年度4月末までに行うこと。
 - ② 当該報告により、深夜早朝割増の廃止又は割増率の引き下げが行われた結果、運転者の深夜早朝時間帯の時間当たり賃金が減少したことが明らかとなった場合には、認可を取り消すこと。

附 則

本公示は、平成26年3月20日から施行する。